

## ご注意！新型コロナ関連の消費者トラブル

### 事例 1

高齢者は新型コロナウイルスのPCR検査が安くできるという手紙が届いた。代金を振込むと検査キットが送られるようだが大丈夫だろうか。（70才代、女性）



自費でPCR検査を受ける方も増えていますが、不確かな情報に惑わされるのではなく、検査の必要性や信頼性について、かかりつけ医などに相談しましょう。なお、厚生労働省のホームページには「自費検査を提供する検査機関一覧(\*)」が掲載されていますので確認しましょう。



(\*)[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-jihikensa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-jihikensa_00001.html)



### 事例 2

以前に旅行先の土産物店で購入してもらったという魚介類の販売業者から「新型コロナで店が倒産したので個人で販売している。1万2千円で魚介類を購入してもらいたい」と電話があった。旅行で購入した覚えはないが本当だろうか。（60才代、女性）



- ・話の内容に覚えがない、うそがある、など不審な点があるときは「すぐに」「きっぱりと」断りましょう。
- ・勧誘電話で契約したときは、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフ（無条件解約）できます。
- ・一方的に商品を送り付けられたときは、送り主の名称や住所をメモしてから、受け取りを拒否しましょう。



**不審な時は、最寄りの消費生活センターにすぐ相談！！**



### 兵庫県立消費生活総合センター

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2

TEL: 078-303-0999 【消費生活相談】